

市会議第 3 号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 2 月 2 1 日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項本文中「おいて最初に招集される定例会の閉会」を「設ける当初予算に係る審議期間の最後を開く会議」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の際、現に委員に選任されている者については、なお従前の例による。

提案理由

通年議会の導入に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。